

## I T 関連事業所開設支援補助金 募集要領（2020年4月1日施行）

項目	内容
事業概要	産業振興、地域の活性化及び地域課題の解決を図るため、市内で新たに I T 関連の事業所（機器設置施設、機器設置場所、トイレ等の事業所に付帯する必要な施設を含む。以下、事業所という。）を開設するための経費を補助します。
対象経費	<p>事業所の市内新設に必要な次の経費で、市長が必要と認めるもの。ただし、補助金交付決定後に契約・発注・支払を行うものに限る。（消費税は対象外）。</p> <p>① 賃借料</p> <p>新たに開設する事業所の賃借料及び施設使用料（建物と不可分な既設設備（サーバラック、電気設備等）の賃借料及び施設利用料を含む。）とする。ただし、事業所スペースと生活スペースが1つの建物に混在する場合は、専ら生活の用に供する部分は補助対象外とする。</p> <p>② 通信回線使用料</p> <p>事業者が支払う通信回線使用料、インターネット接続費、専用回線、プロバイダー、レンタルサーバ、ドメイン利用料、ライセンス料及びその他通信回線を利用して事業を行うために必要な経費とする。</p> <p>③ 建物改修費</p> <p>空き店舗等の改修経費（建物と不可分な設備及びトイレ、シャワー、洗面設備等の事業活動に附帯して必要な設備を含む。）とする。ただし、事業所スペースと生活スペースがひとつの建物に混在するときは、専ら生活の用に供する部分は補助対象外とする。</p> <p>④ 事務機器取得費</p> <p>OA機器、デスク、椅子、キャビネット等の購入経費とする。</p> <p>⑤ 開発費</p> <p>地域課題を解決するためのサービスの開発に必要な設備又はシステムの購入、借用、製作及び改良に要する経費とする。</p>
対象者	<p>次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、事前審査で承認された者。</p> <p>① 市内に新たに I T 関連の事業所及び事業所に付帯する必要な施設を設置し、かつ、利用する事業者（市内で既に事業を行っている事業者が、新たな事業展開、既存の事業拡大等のために新規雇用を伴い新たに事業所を開設又は移転する場合を含む。ただし、事業所を単に移転する場合は対象としない。）</p> <p>② 個人事業主の場合は、市内に住民票を有する者</p> <p>③ 継続的に3年以上の事業を行う計画を有する事業者</p> <p>④ I T 関連事業について経験及び実績がある事業者</p>

補助率、 補助金額及び 補助対象期間	<p>予算の範囲内において、次の基準により補助する（千円未満切捨て）。ただし、年度の途中に補助対象期間が開始又は満了する場合の賃借料及び通信回線使用料の当該年度の補助限度額は、補助限度額（月額）に補助対象月数を乗じた額（千円未満切捨て）とする。</p> <p>（１）県の「IT戦略推進事業費補助（IT事業所開設支援）」（以下、県制度という）と併用する場合</p>																			
	<p>（１）県の「IT戦略推進事業費補助（IT事業所開設支援）」（以下、県制度という）と併用する場合</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> <th>補助対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃借料</td> <td rowspan="4">1/4 以内</td> <td>30 万円/年</td> <td rowspan="2">事業開始の日から 36 ヶ月間</td> </tr> <tr> <td>通信回線使用料</td> <td>かつ 2 万 5 千円/月</td> </tr> <tr> <td>建物改修費</td> <td>50 万円 ただし、空き家、空き店舗等の利用されていない施設を利用する場合は 100 万円/年</td> <td rowspan="2">交付決定日の属する年度間</td> </tr> <tr> <td>事務機器取得費</td> <td>25 万円/年</td> </tr> <tr> <td>開発費</td> <td>1/2 以内</td> <td>50 万円/年</td> <td>事業開始の年度から 3 年度間</td> </tr> </tbody> </table>		補助率	補助限度額	補助対象期間	賃借料	1/4 以内	30 万円/年	事業開始の日から 36 ヶ月間	通信回線使用料	かつ 2 万 5 千円/月	建物改修費	50 万円 ただし、空き家、空き店舗等の利用されていない施設を利用する場合は 100 万円/年	交付決定日の属する年度間	事務機器取得費	25 万円/年	開発費	1/2 以内	50 万円/年	事業開始の年度から 3 年度間
	補助率	補助限度額	補助対象期間																	
賃借料	1/4 以内	30 万円/年	事業開始の日から 36 ヶ月間																	
通信回線使用料		かつ 2 万 5 千円/月																		
建物改修費		50 万円 ただし、空き家、空き店舗等の利用されていない施設を利用する場合は 100 万円/年	交付決定日の属する年度間																	
事務機器取得費		25 万円/年																		
開発費	1/2 以内	50 万円/年	事業開始の年度から 3 年度間																	
	<p>（２）県制度と併用しない場合</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>補助率</th> <th>補助限度額</th> <th>補助対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃借料</td> <td rowspan="4">1/2 以内</td> <td>60 万円/年</td> <td rowspan="2">事業開始の日から 36 ヶ月間</td> </tr> <tr> <td>通信回線使用料</td> <td>かつ 5 万円/月</td> </tr> <tr> <td>建物改修費</td> <td>100 万円/年 ただし、空き家、空き店舗等の利用されていない施設を利用する場合は 200 万円/年</td> <td rowspan="2">交付決定日の属する年度間</td> </tr> <tr> <td>事務機器取得費</td> <td>50 万円/年</td> </tr> <tr> <td>開発費</td> <td></td> <td>50 万円/年</td> <td>事業開始の年度から 3 年度間</td> </tr> </tbody> </table>		補助率	補助限度額	補助対象期間	賃借料	1/2 以内	60 万円/年	事業開始の日から 36 ヶ月間	通信回線使用料	かつ 5 万円/月	建物改修費	100 万円/年 ただし、空き家、空き店舗等の利用されていない施設を利用する場合は 200 万円/年	交付決定日の属する年度間	事務機器取得費	50 万円/年	開発費		50 万円/年	事業開始の年度から 3 年度間
	補助率	補助限度額	補助対象期間																	
賃借料	1/2 以内	60 万円/年	事業開始の日から 36 ヶ月間																	
通信回線使用料		かつ 5 万円/月																		
建物改修費		100 万円/年 ただし、空き家、空き店舗等の利用されていない施設を利用する場合は 200 万円/年	交付決定日の属する年度間																	
事務機器取得費		50 万円/年																		
開発費		50 万円/年	事業開始の年度から 3 年度間																	
事前審査	<p>IT事業の経験及び実績、計画の実現可能性、収支計画の妥当性、市内での定着の可能性、地域貢献度等の観点から、事業計画申請書（県制度の様式を使用）及び面接により事前に審査を行います。</p>																			
交付申請に必要な書類	<p>① 補助金等交付申請書 ② IT事業所等の概要説明書及び経費区分（県制度の様式を使用） ③ 契約書、見積書等の対象経費の配分がわかる書類の写し ⑤ 個人事業主の場合は住民票の写し ④ その他市長が必要と認める書類</p>																			

補助事業内容の変更	事業内容・経費に関する変更が生じる場合、事前の承認申請手続きが必要になる場合がございます。変更の可能性が生じたら事前にご相談ください。(市の承認なく変更した場合、補助事業が無効になる場合があります)
実績報告に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 補助事業等実績報告書</li> <li>② I T事業所等の実績説明書及び経費区分（県制度の様式を使用）</li> <li>③ 対象経費の支払を証する書類</li> <li>④ その他市長が必要と認める書類</li> </ul>
概算払	実績報告完了後に支払い。(但し事業期間中において、既に支払いが完了した経費に掛かる補助金を同総額の7割以内の範囲で支払い可)
協定書の締結	事業対象者は、市と事前協議を行い、企業立地に関する協定書を締結していただきます。

【申込み・問合せ】豊岡市環境経済部環境経済課企業支援係  
Tel:0796-23-4480/E-mail:kigyoyuuchi@city.toyooka.lg.jp